



新法 認知症基本法 の施行 について

高齢化が進み高齢者の5人に1人が認知症になると推定される現在
認知症の人を含めたすべての国民が、
人格と個性を尊重して支え合う**共生社会を実現するための**礎として
2024年1月に施行されました

「認知症基本法」の基本施策

① 認知症の人に関する 国民の理解の増進等

誰もが正しい認知症の知識を理解することで、
間違った偏見や対応ではなく認知症の人が
安心して生きていけるような環境づくりを行う

② 認知症の人の生活における バリアフリー化の推進

国・地方公共団体は、企業と連携しながら
認知症の人が利用しやすい
製品やサービスの開発を推進していく

③ 認知症の人の 社会参加の機会の確保等

65歳未満で発症した若年性認知症の人に対して、
働く機会を与えることが推奨される。
また、認知症の人が自らの経験を共有する機会
を設ける

④ 認知症の人の意思決定支援 及び権利利益の保護

認知症の人が自ら意思決定できるような
情報提供や、消費生活における被害を防ぐため
の啓発運動などを実施

⑤ 保健医療サービス及び 福祉サービスの 提供体制の整備等

個々の症状や生活状況に応じて
切れ目のないサービス提供の整備

⑥ 相談体制の整備等

当事者や家族が気軽に相談できる
相談体制を整備していく方針
また、認知症当事者及び支える
家族同士が交流できる活動に
対する支援も行う

⑦ 研究等の推進等

国は認知症の原因や治療法などに
対する研究に力をいれる

⑧ 認知症の予防等

認知症予防に関する啓発や
地域活動の推進、
情報収集に必要な施策を行う

厚生労働省「共生社会の実現を推進するための認知症基本法概要 P2」より抜粋

認知症基本法は、認知症の人が希望をもって暮らすための法律です。
認知症は誰もがなり得る身近な病気であることを意識し
認知症の理解を深めていきましょう！